

## 鹿児島市船舶局交通タッチ決済導入事業に係る企画提案競技実施要領

本要領は、鹿児島市船舶局（以下「船舶局」という。）が桜島港ターミナル3階改札及び桜島港フェリーターミナル定期券乗船券・乗船券発売所に交通事業者向け決済認証プラットフォーム（以下「交通クラウドシステム」という。）を利用したクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード（以下「クレジットカード等」という。）による運賃の支払い（以下「交通タッチ決済」という。）を導入するにあたり、マルチ決済端末の整備を委託する者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

鹿児島市船舶局交通タッチ決済機器整備業務

### 2 業務の概要

交通タッチ決済導入に係るマルチ決済端末の整備

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 企画提案競技参加資格要件

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）において納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に本社を有する者にあつては、本社所在地の市区町村税。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている者を除く。）を完納していること。
- (3) 参加申込書提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 交通事業者における交通タッチ決済導入業務の受託実績を有すること。

## 5 企画提案競技への参加申し込み手続き

### (1) 提出書類

企画提案競技への参加を申し込む者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 企画提案競技参加資格審査申請書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 交通タッチ決済マルチ決済端末の開発及び整備に係る業務の実績（様式3）

QUADRAC株式会社が管理する交通クラウドシステムとの業務連携実績を記載すること。

エ 鹿児島市税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行したもの。写し可）

ただし、鹿児島市税が課税されていない者で市外に本社を有する者は、本社所在地において市区町村税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行したもの。写し可）

滞納がないことの証明書が発行されない場合は、鹿児島市もしくは本社所在地の市区町村役場発行の市区町村税の納税証明書（告示日以降に発行したもの。写し可）

また、徴収猶予を受けている場合は徴収猶予の適用を証する書類（写し可）

オ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）

カ 役員名簿

代表者及び役員の名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

役員とは、株式会社及び有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員並びに公益法人、協同組合及び協業組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。

なお、この情報は、船舶局の事務事業から暴力団を排除するために、鹿児島県警察本部へ照会することに使用することがある。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 交付及び受付期間

令和6年10月16日（水）から同年10月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (4) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (5) 交付及び受付場所

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局営業課業務係（桜島港フェリーターミナル3階定期券・乗船券発売所）

※申請書の様式は鹿児島市船舶局ホームページからも入手することができる。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>

(6) 提出方法

提出書類は、持参または郵送（書留郵便に限る）により提出することとし、郵送の場合は提出期限必着とする（期限厳守。期限後は受理しない。）。なお、ファックス及び電子メールによる提出は不可とする。

(7) 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和6年10月31日（木）までに参加決定の可否について、書面により通知する。

6 質問の受付及び回答

本業務の内容や企画提案に係る質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問の受付

説明会は実施しない。電話等での問い合わせについても応じないものとする。

令和6年10月28日（月）午後5時15分までに、質問書（様式4）に記載し、営業課業務係に電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス：spei-gyomu@city.kagoshima.lg.jp

(2) 回答

質問受付日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に、鹿児島市船舶局ホームページ上に、質問の内容とその回答を掲載する。

7 企画提案書の提出

参加決定の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類については、紙ベースのもの及び電子データで提出すること。紙ベースのものについては左綴りとし、各頁に通し番号を記載すること。電子データについては、電子メールに添付する形で提出すること。

ア 企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、(2)から(4)までを参照のこと。

(2) 企画提案書の内容

下記、項目を熟読し提案書に盛り込むこと。

〈 必須項目 〉

- ・マルチ決済端末の規格・機能（耐用年数、補償期間含む）
  - ・他の上位機器等も含めた構成図
  - ・取付イメージ図（必要であれば取付部材の作成含む）
  - ・操作マニュアル
  - ・交通クラウドシステム（Q-m o v e）との連携フロー（Q-m o v eメンテナンス時の対応含む）
  - ・当該業務に係る担当者の配置体制、稼働後の保守対応等のサポート体制
  - ・作業工程表・スケジュール
  - ・委託料見積（初期費用、付随する機器開発・購入費用、単価、数量及び額）
- 〈 自由記載項目 〉
- ・交通タッチ決済以外の機能（二次元コード認証、九州M a a S対応等）

### (3) 提出にあたっての留意事項

- ア 提出は1参加者につき1提案とする。
- イ 企画提案書の紙ベースの提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。
- ウ 仕様は、A4版とし、両面印刷、再生紙使用とも可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。
- エ 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者は商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- オ 提案内容（本文）のうち、委託料等見積の項目については、価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記すること。なお、見積価格は、提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とはならないので留意すること。
- カ 本企画提案は、あくまで委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次鹿児島市船舶局と協議して決定することとなるので留意すること。

### (4) 企画提案書の取り扱い

- ア 企画提案書は返却しない。
- イ 追加資料の追加、変更、差し替え、再提出は認めない。
- ウ 企画提案書等の作成及び提出など、企画提案競技への参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- エ 鹿児島市船舶局は、審査を目的に、企画提案書の写しを作成し、使用することができる。

オ 企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。

カ 企画提案書等は鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

(5) 企画提案書の提出先及び提出方法

「5 企画提案競技への参加申し込み手続き」、「6 質問の受付及び回答」に同じ

(6) 提出期限

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

8 委託事業者の選定

(1) プレゼンテーションの実施

本委託業務におけるプレゼンテーションは実施しない。

(2) 選定方法及び選定基準

ア 選定方法

企画提案書の内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者を第一位として契約予定者に選考し、契約締結に向けての協議を行う。

なお、最高点数を獲得し提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第一位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長による採点が高い提案者を第一位として決定する。

イ 審査基準

審査項目（配点）	評価視点
導入・設置の実現性・安定性 （20点）	・企画提案者の実績 ・サポートトラブル対応体制 ・スケジュールの具体性と実現性
導入・設置の内容 （30点）	・マルチ決済端末の機能、信頼性 ・マルチ決済の操作性 ・交通クラウドシステムとの連携 ・補償期間
導入・設置にかかる費用 （30点）	・初期費用 ・付随する機器の開発・購入費用 ・運用費用（ランニングコスト）
交通タッチ決済以外の機能 （20点）	・二次元コード等他の決済方法の充実性 ・機器の拡張性

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の結果についての異議申し立てを受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、書面にて個別に通知する。

9 スケジュール

次の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

- |                                       |                        |
|---------------------------------------|------------------------|
| (1) 告示                                | 令和6年10月16日(水)          |
| (2) 企画提案競技参加資格審査申請書<br>提出締切及び質問書の受付期限 | 令和6年10月28日(月)午後5時15分まで |
| (3) 企画提案競技参加決定通知                      | 令和6年10月31日(木)          |
| (4) 企画提案書受付開始                         | 令和6年11月1日(金)           |
| (5) 企画提案書提出締切                         | 令和6年11月29日(金)          |
| (6) 選定結果通知                            | 令和6年12月上旬(予定)          |
| (7) 契約締結                              | 令和6年12月中旬以降(予定)        |

10 問合せ先

鹿児島市船舶局営業課

住所 〒892-1419 鹿児島市桜島横山町61番地4

電話 099-293-4786 担当：西元

メール spei-gyomu@city.kagoshima.lg.jp